

『法研論集』掲載要件（内規）

第1条 基本事項

（1）法研論集に掲載される論文は、法学に関する論説であって、独立した完成論文とする。ただし、連載形式のものは、初回に細目次および連載回数を付した全体の構成を示すことを要する。

（2）ページ数が本委員会が指定する数を上回った場合には掲載しない。

（3）原稿を提出する際には、指定の用紙に以下に掲げる事項を明記して提出することを要する。

1. 氏名および欧文氏名
2. 学年および学籍番号
3. 専修および指導教員
4. 連絡先
5. 論題および欧文タイトル
6. 細目次
7. 連載の場合には連載回数
8. 法研論集および法学会誌における過去の掲載回数

（4）原稿を提出する際には第5条に定める形式の推薦状を添付しなければならない。

（5）連載は4回まで認める。初回に完成論文の全体を提出したときは、第3条の定めを適用せず、改変のないことを条件に、優先的に連続掲載するものとする。

第2条 法学研究科学術雑誌に関する規約第2条第3項についての補足

（1）修士課程を修了した者のうちで科目等履修生になった者については、科目等履修生である期間中は、修士課程学生と同一に取り扱うものとする。修士課程を修了した者のうちで科目等履修生とならなかった者についても、修了後2年間に限り、修士課程学生と同一に取り扱うものとする。

（2）博士後期課程を退学した者については、研究生または「課程による博士論文」の提出期間内は、博士後期課程学生と同一に取り扱うものとする。

（3）修士課程および博士後期課程ならびにこれらの者と同一に取り扱われる者の応募論文が予定数に達しない場合には次の各号の者の論文を掲載することができる。

1. 科目等履修生で修士課程を修了していない者。
2. 修士課程を修了した者で、科目等履修生になっていない者。
3. 博士後期課程を退学した者で、「課程による博士論文」の提出期間を徒過した者。

ただし、第1号および第2号の者は、提出に際して指導教授の特別の推薦を必要とする。

第3条 掲載の順序

（1）前号までの法研論集に掲載した論文数がより少ない者の応募論文から優先的に掲載する。

（2）応募にもかかわらず当該号に掲載されなかった応募論文は、次号の法研論集に優先的に掲載される。ただし、この場合には内容の変更は認められない。

(3) 第2項の規定によって掲載を優先される者は、掲載を優先される当該号に関して別の論文を応募できるものとする。

(4) 第1項に基づく優先順位が同一の場合には、法研論集編集委員会の議を経て決定する。

(5) 上記各項の定めに拘らず、次の各号に定める者は、応募論文が予定数に達しない場合のみ、法研論集編集委員会の議を経て掲載することができる。

1. 法研論集及び早稲田法学会誌以外の紀要に応募することができる者
2. 休学者

第4条 法研論集編集委員会の権限

(1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、原稿を掲載しないことができる。

1. 推薦状の内容的不備
2. 和文タイトルと欧文タイトルの平仄の不一致
3. その他法学学術論文の体裁を著しく欠くもの

(2) 次の各号のいずれかに該当する場合には、原稿を掲載しないことができる。

1. 校正原稿の提出の遅滞
2. 「校正についての注意事項」の不遵守
3. 校正の程度が著しい場合
4. その他編集作業に困難を生じる場合

第5条 推薦制度

『法研論集』へ投稿しようとする者は、法研論集編集委員会が定める次の書式による推薦状を添付して、申込をするものとする。

1. 法研論集編集委員会が定める書式には、投稿者のこれまでの研究準備状況、および当該論文の独創性もしくは優秀性を示す特徴を記した指導教授、またはそれに代わる本法学研究科の専任教員（やむを得ない事情があるときには非常勤教員）による推薦文、および署名・捺印の欄を設ける。
2. 推薦状書式には、当該投稿論文の掲載に賛同する者（本法学研究科の専任教員または非常勤教員であって、前項推薦者以外の者）1名の署名・捺印の欄を設ける。
3. 第2条第3項第1号または第2号の規定によって掲載資格を得る者については、同項で必要とされる特別の推薦文をつけることを要する。

第6条 類似度判定チェック

法研論集に応募された論文は類似度判定を必須とし、掲載を決定する法研論集編集委員会が開催される前までに推薦教員によるチェックを受けるものとする。推薦教員による類似度判定チェックの結果、問題が発見された場合は修正しての再提出を認めるが、その際は、掲載を決定する法研論集編集委員会が開催される前までに再提出しなければならない。

第7条 早稲田大学リポジトリ(WUR)への掲載

法研論集に掲載された論文は、原則としてWURへ掲載する。ただし、執筆者がWURへの掲載を希望しない場合は、この限りではない。

付則

連載に関わる事項は、115号以降に連載を開始する者に関してこれを適用する。

第6条の類似度判定チェック、および第7条の早稲田大学リポジトリ(WUR)掲載に関わる事項は、177号以降に連載を開始する者に関してこれを適用する。なお、176号以前の掲載論文について、WURへの掲載希望が執筆者からあった場合は、個別にリポジトリ掲載対応を行う。

1986（昭和61）年2月6日

1995年6月27日改正（1996年度より施行）

1995年12月5日第2条（1）一部改正（1996年度より施行）

2005年3月1日改正（2005年度より施行）

2006年12月20日改正（2007年1月1日より施行）

2020年10月28日改正（2020年10月29日より施行）

法研論集編集委員会